

●基本方針1 支え合いによる福祉のまちづくりの推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
17	誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくり	◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進
18	高齢者の社会参画・交流の促進	◎高齢者の生きがいづくり
19	高齢者の福祉の推進	
20	高齢者の生活支援の充実	◎高齢者福祉サービスの充実
21	高齢者の介護の充実	◎介護保険事業の充実
22	心のバリアフリー、ノーマライゼーションのまちづくり	◎障がい者福祉の充実
23	誰もが安心して自立的に生活できる支援の充実	◎市民生活の安定と自立の促進

2) 基本方針

少子高齢化や核家族化の進行、市民意識の変化、地域コミュニティの希薄化等により、地域社会のつながりや相互扶助の機能低下、孤独死、虐待、ひきこもり等の社会問題が顕在化しています。一方で、従来からの民生委員・児童委員や社会福祉協議会等による支援が継続して行われており、近年ではNPOやボランティア団体等による支援活動が大きな役割を果たしています。誰もが安心して地域生活を送ることができるよう、「心のバリアフリー」の意識の醸成を図るとともに、地域の支え合いによって安心できるまちづくりを進めます。

高齢化が急激に進む中、高齢者が地域で自立して暮らし続けるための福祉サービスや介護保険事業の充実、市民一人一人が自らの健康の維持増進に取り組むための支援が課題となっており、きめ細かな対応が求められています。加えて、元気な高齢者の社会参画や生きがいづくり等を促進させ、社会保障費の増大を抑制していく視点も重要です。

障がい者の自立した日常生活と社会参加を促進させるために、公共空間等、情報面や物理面、制度面、心理面等様々な分野における障がい（バリア）を取り除くとともに、誰もが使いやすい環境づくり（ユニバーサルデザイン<sup>※1</sup>）を推進します。また、市民一人一人が障がいを自分自身の問題として捉え、お互いに支え合う意識の醸成と実践を促進します。

市民の誰もが不測の事態に対応できるように、社会的な保護が得られる環境の充実を図る必要があります。特に、社会的な変化が大きく、景気の先行きが不透明な状況においては、低所得による生活困窮者の福祉の充実と自立支援が重要な課題となっていることから、生活保護世帯への就労支援の一層の推進や、適正な給付を行います。

<sup>※1</sup>ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

### 3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■ 支え合いによる福祉のまちづくりの推進	◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進</li> <li>・地域福祉の推進</li> <li>・福祉のまちづくり運動の推進</li> <li>・福祉のまちづくり講座の開催</li> <li>・孤立死防止対策の推進</li> <li>・総合福祉会館の活用</li> </ul>
	◎高齢者の生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ活動の推進</li> <li>・シルバー人材センターの充実</li> <li>・雇用促進奨励金の交付</li> <li>・市民の学習活動への環境整備</li> </ul>
	◎高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買物弱者対策</li> <li>・福祉サービスの適切な提供</li> </ul>
	◎介護保険事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への介護情報の提供強化</li> <li>・在宅サービスの適切な提供</li> <li>・介護サービスの適切な提供</li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業の推進</li> <li>・地域包括支援センターの設置及び運営</li> <li>・在宅医療、介護連携の推進</li> <li>・認知症高齢者に係る施策の推進</li> <li>・介護保険制度の円滑な運営</li> </ul>
	◎障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用促進奨励金の交付</li> <li>・障がい者職場実習奨励金の支給</li> <li>・若年者等トライアル雇用奨励金の支給</li> <li>・障がい者相談支援事業</li> <li>・自立生活の支援</li> <li>・施設整備・利用の促進</li> <li>・障がい者福祉意識の高揚</li> <li>・社会参加の促進</li> <li>・介護サービスの提供</li> <li>・各種補助・手当の支給</li> <li>・社会福祉法人への支援</li> <li>・障がい児支援の充実</li> <li>・自立への助長支援</li> </ul>
	◎市民生活の安定と自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の生活安定と自立の促進</li> </ul>

### 4) 施策の内容

#### ◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

高齢化が急速に進展する中で、障がい者や高齢者を取り巻く環境は更に厳しい状況となることが予想されるため、市民一人一人が、それぞれの生き方を尊重し、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れたまちで、地域と関わりながら、充実した生活を送ることができるよう配慮していくことが重要となります。

特に近年は、地域の結び付きが希薄化しており、地域で孤立することなく見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らしていけること、また、ひとり暮らしの高齢者ばかりでなく、制度の隙間に取り残されている人も含め、何らかの課題を抱えている人々を発見し、地域社会の中に受け入れ、支援していくことが重要です。

そのため、福祉の分野にとどまることなく、様々な分野が関わる横断的な取組により、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー型のやさしいまちづくりを推進します。

また、地域における福祉活動を充実するためには、市内全域で組織された地区社会福祉協議会やNPO・ボランティア活動等を始めとした市民の幅広い協働<sup>※1</sup>が重要であることから、啓発事業のみならず福祉のまちづくりを推進する人材育成を図り、あらゆる世代が福祉を取り巻く様々な問題を共通の課題として認識し、世代を超えた信頼関係の中で、それぞれの分野・立場に応じた役割を担い、相互に連携し、地域ぐるみの取組を行います。

さらに、社会福祉協議会の機能強化を図りつつ、総合的な福祉活動の拠点としての総合福祉会館の積極的な利用促進とともに、市民自らの取組も含めた多様な福祉活動の充実・強化を図ります。

#### 【主な事業】

- ・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進
- ・地域福祉の推進
- ・福祉のまちづくり運動の推進
- ・福祉のまちづくり講座の開催
- ・孤立死防止対策の推進
- ・総合福祉会館の活用

#### 【市民等に期待される役割】

- ・地域ぐるみ福祉ネットワーク等の地域福祉活動への理解と積極的な参加

#### ◎高齢者の生きがいづくり

高齢化が急激に進む中、高齢者の生きがいづくりの推進は、社会参加を通して閉じ籠もりの防止、健康づくり、地域貢献につながるなど、高齢者のみならず、地域社会や住民にとっても重要な施策であることから、コミュニティ活動の場の確保や支援、雇用の確保等に努めてきました。

今後は、これらの取組を引き続き推進するとともに、高齢者の増加や意識の多様化に対応し、高齢者と社会とのつながりを確保するための施策を推進します。

また、高齢者が地域で自立して暮らし続けることができ、元気な高齢者の社会参画や生きがいづくりに向けた就労機会が増加し、高齢者が生きがいを持ち地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、ボランティア活動等を通じた市民協働の仕組みづくり等を推進します。

#### 【主な事業】

- ・コミュニティ活動の推進
- ・シルバー人材センターの充実
- ・雇用促進奨励金の交付
- ・市民の学習活動への環境整備

<sup>※1</sup>協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

【市民等に期待される役割】

- ・コミュニティ活動や世代間交流への理解と積極的な参加
- ・積極的な高齢者の雇用及び活用

◎高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域や住まいで生き生きと暮していくためには、在宅における高齢者サービスの充実が重要です。今後、更に独居や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、利用者のニーズに応じた生活支援サービスの拡充が必要となります。

スーパーマーケット等の撤退により、日常生活圏に買物ができる場所がなく、かつ、移動のための交通手段を持たないために買物弱者となっている市民が増えている状況を踏まえ、移動販売事業やインターネットを利用できない市民が電話等で宅配や配達、配食等のサービスを受けられる買物支援サービス事業者の拡充と当該サービスを提供する買物支援推進店の周知を図ります。

また、在宅での自立支援をサポートするため、必要な高齢者福祉サービスの展開を図ります。

【主な事業】

- ・買物弱者対策
- ・福祉サービスの適切な提供

【市民等に期待される役割】

- ・高齢者福祉サービスへの理解と適切な活用

◎介護保険事業の充実

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送るためには、将来にわたって安定した介護保険事業の運営が必要です。

平成26年の法改正では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、地域包括ケアシステム<sup>※1</sup>の構築に向けた地域支援事業の充実、予防給付における通所介護、訪問介護の市町村事業化や特別養護老人ホーム入所者の限定、一定所得以上の利用者の自己負担額引上げや補足給付への資産要件の追加等の重点化・効率化が図られました。

この改正は、介護の社会化を進めることを目的に介護保険制度が創設され、これまで順調に運営されてきた中で、制度の維持が困難になってきたことから、予防給付における通所介護、訪問介護の市町村事業化等を実施するもので、その流れに逆行するものです。

野田市では、これまで法制度に従い、介護サービスの適切な提供、地域包括支援センターの設置運営、認知症施策、介護予防等に取り組み、介護保険制度の円滑な運営を行ってきました。

※1 地域包括ケアシステム…介護や支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。介護サービス事業者、医療機関、行政だけでなく、地域住民やボランティア、NPO法人など、様々な地域資源を活かしながら、地域全体で高齢者を支えていくことを目指す。

しかしながら、平成 26 年の法改正による国の保険給付の縮小により市町村事業が拡大し、介護保険制度に関する市の役割が更に増加しており、総合事業の実施については、国がガイドラインを示し、それに基づき制度設計していくこととなりますが、現在示されている枠組みではサービス水準を落とさざるを得ない状況です。

このため、市町村の取組を支援するための情報提供や支援体制の確立を図ることは当然のこと、必要な財源を国の責任において確保するよう要望するとともに、サービス水準を維持するため、枠組みを変えて事業を実施することについても国に求める必要があります。

野田市としては、これまでの施策に加え、介護予防・日常生活支援総合事業へ取り組み、更には在宅医療・介護の連携、認知症施策の具体的な推進を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし、安心できる生活を継続できるよう、介護、生活支援、介護予防等の介護保険事業の充実を図ります。

#### 【主な事業】

- ・ 市民への介護情報の提供強化
- ・ 在宅サービスの適切な提供
- ・ 介護サービスの適切な提供
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ・ 地域包括支援センターの設置及び運営
- ・ 在宅医療、介護連携の推進
- ・ 認知症高齢者に係る施策の推進
- ・ 介護保険制度の円滑な運営

#### 【市民等に期待される役割】

- ・ 介護保険制度への幅広い理解と適切な活用

#### ◎障がい者福祉の充実

障がい者やその家族を取り巻く環境と障がい者自身の意識の高まり、制度の見直し等、社会情勢の著しい変化に対応し、障がい者が地域の中で普通の生活が送れるよう、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がい者が可能な限り自立し社会参加できる社会を目指す「リハビリテーション」の実現が求められています。そのため、地域で支え合う「心のバリアフリー」の実現を目指します。

障がい者が地域社会で自立した生活を送り、積極的に社会参加できるよう、特に、地域生活への移行や就労支援といった課題への対応に取り組みます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨を踏まえ、相談支援体制の充実・強化、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスを含めた障害福祉サービスの提供、手話通訳等の地域生活支援事業の推進に加え、障がい者に対する理解を深めるための取組を推進するとともに、差別の解消、虐待の防止等の事業を推進します。また、障がい者、若年者の自立した日常生活と社会参加を促進するため、就労機会の拡大を図ります。さらに、子どもの発達支援を始めとする障がい児支援も含めた支援体制づくりを推進します。

【主な事業】

- ・雇用促進奨励金の交付
- ・障がい者職場実習奨励金の支給
- ・若年者等トライアル雇用<sup>※1</sup>奨励金の支給
- ・障がい者相談支援事業
- ・自立生活の支援
- ・施設整備・利用の促進
- ・障がい者福祉意識の高揚
- ・社会参加の促進
- ・介護サービスの提供
- ・各種補助・手当の支給
- ・社会福祉法人への支援
- ・障がい児支援の充実
- ・自立への助長支援

【市民等に期待される役割】

- ・障がい者の社会参加や自立への理解と協力
- ・積極的な障がい者の雇用

◎市民生活の安定と自立の促進

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要とされ、生活困窮者に対する支援を充実することが重要な課題となっています。

そのため、生活保護に至る前の自立支援の強化を図るため、生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえ、継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築し、全ての市民が生涯にわたり、健康で安定した生活を送れるよう、生活困窮者に対する支援の充実を推進します。

また、生活保護受給者については、関係機関との連携を図りながら、多様な状況に応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、稼働能力の程度に応じて就労支援を促進するなど、世帯の自立を図るよう生活保護の適切な活用を図ります。

【主な事業】

- ・生活困窮者の生活安定と自立の促進

【市民等に期待される役割】

- ・生活困窮者の生活安定と自立促進への理解と協力

※1 トライアル雇用…常用雇用の推進を目的とした、一定期間の試行的な雇用

## 5) 指標・目標値

### ◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
福祉のまちづくり講座の開設数	人材育成の観点から福祉のまちづくり講座を開設する公民館の数	0館	10館	同左

### ◎高齢者の生きがいづくり

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
ボランティア養成講座の開設数	市民との協働の観点からボランティア養成講座を開設する公民館の数	2館	10館	同左

### ◎介護保険事業の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
認知症サポーター養成者数（累計）	認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを育成するため、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える、認知症サポーター養成講座を開催します。	1,446人	3,300人	4,900人

### ◎障がい者福祉の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数（累計）	地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者について、日中は生活介護や自立訓練事業等を利用しながら、グループホーム等に居住する地域生活へ移行していくことを推進します。	22人	49人	73人
福祉施設から一般就労への移行者数	障がい者がその能力を十分に発揮し、地域で自立して生活することができるよう、就労支援の充実を図ります。	11人	36人	同左

●基本方針2 子どもの健全育成と子育て環境の充実

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
24	子どもの健全育成の推進	◎子どもの健全育成の推進
25	子育て環境の充実	◎安心できる子育て環境の整備
26	子どもの保育環境の充実	

2) 基本方針

ライフスタイルの多様化や女性の社会進出等に伴う未婚化、晩婚化、晩産化が進行しています。また、景気の先行きが不透明な社会情勢の中で、就業、所得の将来への不安感、子育てへの負担感等も増大しており、少子化は今後も続くことが予想されま

す。  
そのため、若い世代が、仕事と家庭を両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められていることから、子育て中の親が安心して働くことのできる環境整備や、保育環境の充実を図ります。また、ひとり親家庭に対する支援の充実や子どもの健全育成に向けて、地域が一体となって子どもの育成に関わることのできる仕組みづくりを進めます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■子どもの健全育成と子育て環境の充実	◎子どもの健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における子育て支援サービスの充実</li> <li>・子育て支援の充実</li> <li>・学童保育サービスの充実</li> </ul>
	◎安心できる子育て環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭への支援</li> <li>・子育て支援の充実</li> <li>・多様な保育サービスの充実</li> <li>・保育所の耐震補強</li> <li>・児童虐待防止対策の充実</li> <li>・学童保育サービスの充実</li> <li>・障がい児支援の充実</li> <li>・民間賃貸住宅居住支援事業</li> </ul>

4) 施策の内容

◎子どもの健全育成の推進

児童が人との関わりを通じて人間関係の形成や社会性を学び、健全に育つことを目的として、地域支援センターや子育てサロンによる事業、子ども館による遊びの指導やサークル、行事及び保育所における園児と地域の高齢者とのふれあい事業を継続するとともに、放課後における学童保育所の過密化解消及び集団（クラス）に分割して運営の充実を図ります。



### 【主な事業】

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・子育て支援の充実
- ・学童保育サービスの充実

### 【市民等に期待される役割】

- ・子育て支援サービスへの理解と適切な活用
- ・地域で担う子育て支援意識の高揚

### ◎安心できる子育て環境の整備

少子化や核家族化、女性の社会進出を背景に、子育て支援、保育サービスの効果的な提供が求められています。

そのため、平成 27 年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て新制度の下で、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を目指します。

保育所の待機児童が存在することから、認可保育所を整備することで解消することを優先します。認定こども園や小規模保育事業については、0歳から2歳児に待機児童が多く発生しており、保育士配置基準や設備等において認可保育所と比べ緩い点もあることから、認可保育所によるサービスを優先して実施します。

現在実施しているコーディネート事業等は、新制度では地域子ども・子育て支援事業として位置付けられていることから、今後、学童保育所の新基準への対応や地域子育て拠点事業（支援センター、サロン）等を新制度の枠組みを活用しながら再編して一層の充実を図ります。

「ひとり親家庭支援」については、これまでの母子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援を継続します。また、意識調査の結果から、自立に向け資格取得後に転職を希望する割合が多かったことから、資格取得に係る支援の充実を図ります。また、保育料算定等で不公平がある未婚のひとり親に対して寡婦・寡夫控除をみなし適用することや、ひとり親家庭等に対する家賃等の費用の一部助成、入居の支援等を行い、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。

### 【主な事業】

- ・ひとり親家庭への支援
- ・子育て支援の充実
- ・多様な保育サービスの充実
- ・保育所の耐震補強
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・学童保育サービスの充実
- ・障がい児支援の充実
- ・民間賃貸住宅居住支援事業

### 【市民等に期待される役割】

- ・多様な保育サービスの活用

## 5) 指標・目標値

### ◎子どもの健全育成の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内7つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を図ります。	101,666人 (69,756人) ※( )内は子ども館利用者数	101,700人 (69,800人) ※( )内は子ども館利用者数	同左

### ◎安心できる子育て環境の整備

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
保育所待機児童数(入所保留者を含む。)	求職中や居住地付近に入所枠がある保育所を希望しないで入所保留となっている方等を含めた保育所待機児童の解消を図ります。	172人 (平成26年4月1日現在)	0人	同左
過密学童保育所(利用者一人当たりの面積1.65㎡以下)の数	小学校区の単位で過密化している学童保育所について、新規施設の設置により、過密化の解消を図ります。	4か所	0か所	同左

●基本方針3 健康づくりの推進と地域医療の充実

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
27	高齢者の健康づくりの推進	◎市民の健康づくりの推進
28	市民の健康づくりの推進	
29	地域の医療体制の充実	◎地域医療体制の充実
30	母子の医療環境の充実	◎母子保健・医療の充実
31	母子医療の充実	
32	高齢者の医療環境の充実	◎高齢者医療の充実
33	障がい者のための医療の充実	◎障がい者医療の充実

2) 基本方針

日本人の平均寿命が延びている一方で、高齢化に伴い、悪性新生物（がん）、脳血管疾患（脳卒中）、心疾患（心臓病）、糖尿病等の生活習慣病の患者数の増加が懸念されており、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが求められています。

急速に高齢化が進んでいる中で、市民の健康寿命の延伸を図ることは、市民一人一人にとって重要な課題となっています。そのため、スポーツや食生活改善等による健康増進や疾病予防、介護予防等に関する施策に引き続き取り組むことにより、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減を図ります。また、食事は健康な体づくりのための重要な要素であることから、特に子どもを含めた若年層の健全な食生活に向けた取組を進めます。

少子高齢化の急速な進行、非正規雇用の増加等雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、小児医療、障がい者医療、高齢者医療等への多様なニーズに対応可能な医療体制の充実が求められています。そのため、かかりつけ医や在宅医療、介護サービスの充実を含めて、住み慣れた場所で自分らしい生活を送ることができる環境を整備します。また、各医療機関が救急時に円滑に連携を図ることができるように、救急医療体制の整備を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■健康づくりの推進と地域医療の充実	◎市民の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への啓発・PRの強化</li> <li>・健康づくり推進プロジェクトの推進</li> <li>・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実</li> <li>・各種がん検診の実施</li> <li>・健康診査・生活習慣改善指導の実施</li> <li>・健康づくりフェスティバル事業の推進</li> <li>・健康づくり推進計画21の推進</li> <li>・食育の推進</li> <li>・新型インフルエンザ等対策行動計画の推進</li> <li>・結核予防の推進</li> <li>・エイズ予防対策の推進</li> <li>・食品衛生に対する正しい知識の普及</li> </ul>

基本方針	施策	主な事業
	◎地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への医療情報の提供強化</li> <li>・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進</li> <li>・救急医療体制の充実</li> <li>・関係機関との連携強化</li> <li>・献血事業の推進</li> </ul>
	◎母子保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化</li> <li>・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実</li> <li>・乳幼児健康診査の充実</li> <li>・母子に係る医療費助成の実施</li> <li>・救急医療体制の充実</li> <li>・子育て支援の充実</li> </ul>
	◎高齢者医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療、介護連携の推進</li> </ul>
	◎障がい者医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい者医療費助成の実施</li> <li>・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実</li> <li>・乳幼児健康診査の充実</li> <li>・発達障がいの疑いの児に対する早期診断体制の充実</li> </ul>

#### 4) 施策の内容

##### ◎市民の健康づくりの推進

安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが重要です。現代社会では、生活習慣や食生活の変化、ライフスタイルの多様化等に伴いがんや糖尿病等の生活習慣病が増加しています。このため、メタボリックシンドローム<sup>※1</sup>やロコモティブシンドローム<sup>※2</sup>の予防等の生活習慣の改善を図るための各種施策を実施し、特定健康診査、各種がん検診の受診率の向上を図るとともに、活力寿命の延伸のための健康づくり推進プロジェクトの推進や食生活の改善に係る施策の推進、感染症予防の推進を図ってきました。

今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、なお一層市民の健康意識の高揚に努め、更なる健康づくりの支援を行います。

##### 【主な事業】

- ・市民への啓発・PRの強化
- ・健康づくり推進プロジェクトの推進
- ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実
- ・各種がん検診の実施
- ・健康診査・生活習慣改善指導の実施
- ・健康づくりフェスティバル事業の推進
- ・健康づくり推進計画 21 の推進
- ・食育の推進
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の推進
- ・結核予防の推進
- ・エイズ予防対策の推進
- ・食品衛生に対する正しい知識の普及

※1 メタボリックシンドローム…内臓脂肪症候群といい、腹部の周りに脂肪がつく内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常といった生活習慣病の危険因子を併せ持っている状態のこと。

※2 ロコモティブシンドローム…運動器症候群といい、骨、関節、筋肉、神経などの運動器の衰えや障がいにより要介護リスクの高い状態になること。

## 【市民等に期待される役割】

- ・健康づくりに対する意識の高揚
- ・疾病予防や健康づくりへの努力
- ・各種サービスの活用
- ・感染症予防や公衆衛生に関する正しい理解

## ◎地域医療体制の充実

全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、多様化し増加する医療需要に対処できるよう、市民に身近で安心できる医療体制の充実に努める必要があります。

そのため、医療機関の役割分担と連携の強化を図り、かかりつけ医<sup>※1</sup>の定着（身近にかかりつけ医を持つこと）やかかりつけ医からの紹介で2次医療<sup>※2</sup>を担う市内の病院が患者を受け入れる体制の確保、3次医療<sup>※3</sup>を担う病院との連携等、地域医療連携の推進を図り、地域医療体制の充実に努めます。

## 【主な事業】

- ・市民への医療情報の提供強化
- ・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進
- ・救急医療体制の充実
- ・関係機関との連携強化
- ・献血事業の推進

## 【市民等に期待される役割】

- ・地域医療体制や救急医療体制の在り方についての理解

## ◎母子保健・医療の充実

子どもの健康の保持・増進を図るため、関係機関との連携や妊産婦・新生児相談・訪問指導や各種健康診査の充実を図るとともに、経済的負担の軽減を図るため、母子に係る医療費助成を行っています。また、子どもの急病に対応するため、24時間救急医療体制による小児科診療を行っています。

今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、更なる子どもの健康の保持・増進に努め、母子保健・医療の充実に努めます。

## 【主な事業】

- ・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・母子に係る医療費助成の実施
- ・救急医療体制の充実
- ・子育て支援の充実

※1 かかりつけ医…身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができ、病状に応じて適切な医療機関を紹介するなどの役割を担う医師

※2 2次医療…入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院

※3 3次医療…2次医療機関で対応できない重篤な患者に対応する医療機関。高度医療や先端医療を提供する病院

### 【市民等に期待される役割】

- ・訪問指導や健康診査の適切な活用
- ・医療費助成の活用

### ◎高齢者医療の充実

介護保険法の改正により在宅医療・介護連携推進事業が創設され、医療と介護の双方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住民に身近な市町村が中心となって、国と都道府県の支援の下、地域の医師会と連携しつつ在宅医療・連携の推進に取り組むこととされました。

そのため、医師会や介護事業者等と連携して 24 時間在宅診療・介護提供体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような在宅医療・介護連携推進事業を推進し、高齢者医療の充実を図ります。

### 【主な事業】

- ・在宅医療、介護連携の推進

### 【市民等に期待される役割】

- ・各種サービスの活用

### ◎障がい者医療の充実

障がいの予防や早期発見のため、妊産婦・新生児訪問指導、3か月児健康診査等の保健施策を推進するとともに、障がい者の医療費負担の軽減を図ります。また、発達障がいの疑いのある児の診断を早期に行えるよう、市内の医療機関と連携を図り、早期診断体制を構築します。

### 【主な事業】

- ・重度障がい者医療費助成の実施
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・発達障がいの疑いの児に対する早期診断体制の充実

### 【市民等に期待される役割】

- ・医療費助成の活用

## 5) 指標・目標値

### ◎市民の健康づくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
がん検診受診率	がん検診の対象者のうち、実際に受診した者の割合			
・胃がん		19.8%	43%	46%
・肺がん		29.8%	45%	52%
・子宮がん		32.0%	54%	59%
・乳がん		38.4%	55%	60%
・大腸がん		37.1%	48%	57%

◎母子保健・医療の充実、障がい者医療の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
乳児家庭訪問の実施率	生後2か月児に対して実施している家庭訪問の実施率	92.4%	100%	同左
乳幼児健康診査の受診率	低出生体重児、3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を受診した者の割合	88.1%	100%	同左
・低出生体重児		97.2%	100%	同左
・3か月児		96.7%	100%	同左
・1歳6か月児		89.8%	100%	同左
・3歳児				